

青空と緑と産業のまち

㊦ 広報しょうわ 7月号

広報昭和

SHOWA

07
2024
No.561



表紙

初夏を映す、水鏡

(紙漣阿原地内 5月29日撮影)

contents

- 02 後期高齢者医療保険証の更新時期です ほか
- 04 各種お知らせ(町職員採用試験案内 ほか)
- 08 まちのわだい
- 10 各種たより(教育昭和、図書館だより ほか)
- 20 暮らしの情報 / スポ少紹介 / 短歌 ほか
- 24 わが家のアイドル、みんなの食育 ほか

令和6年7月1日発行

町の鳥：ひばり 町の花：れんげ 町の木：乙女椿

まちの動き 6月1日現在(前月比)

人 口	21,244 人 [744] (-28 [-10])	※内、[] は外国人数
男	10,661 人 [321] (-12 [- 4])	※平成24年7月9日
女	10,583 人 [423] (-16 [- 6])	から人口・世帯数は
世帯数	9,648 戸 [370] (- 6 [- 9])	外国人住民を含んだ数

後期高齢者医療保険証の更新時期です

7月には保険証の更新時期です。有効期限が令和7年7月31日までの新しい後期高齢者医療被保険者証（保険証）を交付します。

新しい保険証は「さくら色」となります。被保険者の皆さまのお手元には7月中に簡易書留で郵送され、お手元に届いた日から使えます。

被保険者名	昭和 太郎
被保険者番号	01234567
負担割合	3割
有効期限	令和7年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和6年7月31日
被保険者番号 01234567
氏 姓 昭和 太郎 性 男
生 年 月 日 昭和13年 1月 1日
資格取得年月日 平成25年 1月 1日
発 行 期 日 平成25年 1月 1日
交 付 年 月 日 令和 4年 8月 1日
※交付料金の徴収 3割
被 保 険 者 番 号 39193842
被 保 険 者 名 11期新後期高齢者医療被保険者証

現在お使いの保険証は8月以降使えません。古い保険証は個人情報記載されていますので、裁断するなどして廃棄してください。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」につきましては、令和5年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する方へは保険証とは別に発送されます。

また、国において令和6年12月2日以降、被保険者証の交付を廃止すると決められたことから、各証の再交付は同日以降できませんので、紛失等の場合はマイナ保険証等で受診してください。

なお、令和6年12月2日以降に新規取得される方、被保険者証の記載事項に変更があった方は以下のいずれかの書類が届きます。

台風・大雨シーズンがやってきます

事前の備えが大切です

近年、大雨による災害が多発しています。

いざというときに、素早く避難行動ができるよう普段からの「備え」が大切です。

梅雨や台風が発生するシーズンを迎える前に、避難先や避難方法、非常持ち出し品・備蓄品の有無、災害発生時の情報収集手段などを確認しておきましょう。

日頃から備えておきましょう！

非常持出品

☐ 水	☐ 懐中電灯	☐ 使い捨てカイロ
☐ 食品	☐ 携帯ラジオ	☐ ブランケット
ご飯(アルファ化米等)、レトルト食品、ビスケット、チョコ、乾パン等、最低3日分の用意	☐ 予備電池・モバイルバッテリー	☐ 軍手
☐ 防災用ヘルメット・防災ずきん	☐ マッチ・ろうそく	☐ 洗面用具
☐ 衣類・下着	☐ 救急用品	☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
☐ レインウェア	☐ ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬等	☐ タオル
☐ 歩きやすい運動靴		☐ ペン・ノート

感染症対策に有効です！

☐ マスク	☐ 手指消毒用アルコール
☐ 石けん・ハンドソープ	☐ 体温計
☐ ウェットティッシュ	

一緒に持ち出そう！

☐ 貴重品	現金、通帳、パスポート、運転免許証、病院の診察券、マイナンバーカード
------------------------------	------------------------------------

洪水ハザードマップを配布しました

台風や大雨などによる洪水発生時に危険と思われる区域や避難場所などを地図にまとめた「昭和町洪水ハザードマップ」を新たに作成し、全戸配布しました。

普段から自宅や自宅周辺の区域がどのような状況になるのかを確認しておきましょう。

町ホームページから確認もできます。



令和6年度後期高齢者医療保険料について

7月に今年度の保険料が決定します。保険料は前年の年金や給与、不動産といった収入（所得）に基づき算定されます。また2年ごとの見直しを行っており、令和6・7年度は左記の通りとなりました。

令和6・7年度	
均等割額	50,770円
所得割額	(所得－43万) × 11.11% ※1
保険料限度額	上限 80 万円 (所得によらず) ※2

※1 ただし、令和6年度に限り年金収入等 153 万円～211 万円相当の方の所得割率は 10.20% になります。
※2 令和6年3月31日以前に資格を取得した方および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得した方は、賦課限度額が 73 万円になります。

納付方法の種類について

4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額で各期納めていただきます。

○年金特徴年金天引
7月中旬に保険料決定通知書を送付します。

○普通徴収（納付書納付・口座振替）
7月・翌年2月までの8回で納めていただきます。納付書納付の方は保険料決定通知書と各月の納付書を、口座振替の方は保険料決定通知書をそれぞれ7月中旬に送付します。

避難指示（レベル4）で全員避難！

警戒レベル	状 況	住民の皆さんがとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報（土砂災害） 災害切迫
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 危険
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警戒 大雨警報 警戒（警戒級）
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意	氾濫注意情報 — 注意（注意級）
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	— — —

※土砂災害の危険性が高い場所について、町内該当なし
※実施時は、住民自らの避難の判断を下す際に参考となるように気象条件に「警戒レベル3（土砂災害）」というように「程度」という表現を用いて掲載しますが、町では、町内の状況を把握して避難情報を発出するため警戒レベル1と警戒レベル3の相違は必ずしも一致しません

水害発生時に皆さんがとるべき行動が、直感的に理解できるよう、気象情報「警戒レベル」から「警戒レベル5」までの5段階に分けて発令されます。このうち「警戒レベル1」、「警戒レベル2」は気象庁から気象情報として発表されます。「警戒レベル3」から「警戒レベル5」までは、町が雨の状況や河川の水位などを総合的に判断して発令します。「警戒レベル4」では、町民全員が安全な場所に避難することを求めるものとなります。

（洪水ハザードマップ16頁）

「マイタイムライン」を作成して、水害時にとるべき行動をあらかじめ決めておきましょう。

気象状況	河川の状況	警戒レベルと気象庁等の情報	住民がとるべき行動
大雨の 数日～約1日前	— — —	LEVEL 1 注意情報	災害への心構えを高める テレビ、インターネット等で天気予報を確認。 避難場所を確認し、避難経路を確認。
大雨の 半日～数時間前	水かさが増え、河川水位が上昇し、河川に水が流れ、堤防が崩れ、河川の水位が徐々に上がる。	LEVEL 2 大雨注意情報 洪水注意情報	自らの避難行動を確認 ハザードマップを確認し、自宅の災害リスクと避難場所や避難方法を再確認。避難のための準備を確認。
大雨の 数時間～2時間前	避難場所水位、河川水位が急激に上がる。	LEVEL 3 大雨警報 洪水警報	危険な場所から高齢者等は避難 避難時に時間がかかる高齢者や障がいのある方は避難を開始。
大雨となる。 大雨が一激しくなる。	氾濫危険水位、河川の水が堤防を越え、安全な場所へ避難！	LEVEL 4 避難指示 氾濫危険情報	危険な場所から全員避難 避難場所により避難が完了する場合は、避難が完了する前に避難を完了しておく。
① 警戒レベル4までに必ず避難！			
数時間～一度の大雨	氾濫が発生	LEVEL 5 緊急安全確保 大雨特別警報 氾濫発生情報	命の危険 直ちに安全確保！ すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所より安全な場所へ速に移動する。

（洪水ハザードマップ21頁）

▼命を守る2つのポイント
■危険を知り、いざというときの行動を決めておく！
・洪水ハザードマップで自宅付近のリスクを確認して、いざという時に「どこに」「どう逃げるか」を決めておきましょう。
※自宅の2階や知人宅で浸水进行を避けることができるなら「在宅避難」をお願いします。
■浸水が始まる前に逃げる！
・警戒レベルに注意し、町から避難情報が発令されたら、避難行動ができない方は、すぐに避難を始めましょう。

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、個人の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されますが、所得の低い人や健康保険組合などの被扶養者であった方は、保険料が軽減されています。

後期高齢者医療制度発足時から激変緩和のために行われている保険料の軽減措置については、均等割軽減判定基準（※）について法律改正が行われ、左記の通りとなりました。（変更箇所：下線部）

均等割軽減判定基準（※）	
同一世帯内の被保険者及び、世帯主の総所得合計額	軽減割合
基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与・年金所得者の数－1） 以下の世帯	7割軽減
基礎控除額（43万円）＋29.5万円×（被保険者数）＋10万円×（給与・年金所得者の数－1） 以下の世帯	5割軽減
基礎控除額（43万円）＋54.5万円×（被保険者数）＋10万円×（給与・年金所得者の数－1） 以下の世帯	2割軽減

問い合わせ 町民窓口課 ☎275・8264

昭和町職員採用試験

令和7年4月の昭和町職員（事務職・土木職・保健師職・社会福祉士職・管理栄養士職）採用にあたり、採用試験を次のとおり実施します。

募集職種及び人員

職種	区分	受験資格	住所要件	採用 予定数
事務職	I	平成6年4月2日～平成15年4月1日の生まれで、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業及び令和7年3月までに卒業見込みの方並びにこれらと同程度の学力を有する方	昭和町在住または採用後昭和町内に在住できる方	若干名
	II	平成11年4月2日～平成19年4月1日の生まれで、事務職Ⅰの条件に該当しない方（短期大学、高校等を卒業及び令和7年3月までに卒業見込の方並びにこれらと同程度の学力を有する方）		
土木職	I	平成元年4月2日～平成15年4月1日の生まれで、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業及び令和7年3月までに卒業見込みの方並びにこれらと同程度の学力を有する方、かつ、土木分野の科目を履修した方	なし	
	II	平成6年4月2日～平成19年4月1日の生まれで、土木職Ⅰの条件に該当しない方（短期大学、高校等を卒業及び令和7年3月までに卒業見込の方並びにこれらと同程度の学力を有する方）、かつ、土木分野の科目を履修した方		
保健師職		平成元年4月2日～平成15年4月1日の生まれで、保健師の資格のある方または令和7年3月末までに保健師資格取得見込みの方		
社会福祉士職		平成元年4月2日～平成15年4月1日の生まれで、社会福祉士の資格のある方または令和7年3月末までに社会福祉士資格取得見込みの方		
管理栄養士職		平成元年4月2日～平成15年4月1日の生まれで、管理栄養士の資格のある方または令和7年3月末までに管理栄養士資格取得見込みの方		

申し込み

受付期間 7月18日（木）～8月16日（金）

※土日・祝日は除く

※インターネット受付は、7月18日（木）～8月8日（木）まで24時間受付。ただし、最終日は午後5時15分まで。

提出方法

次のいずれか

①総務課窓口へ申込書を持参または郵送

（持参の受付は、平日午前8時30分～午後5時15分まで）

②インターネット「やまなしくらしねっと電子申請サービス」から申し込み

試験案内・申込書配布 7月11日（木）から総務課窓口にて

試験日程

【第一次試験】

〔事務職Ⅰ・Ⅱ〕 日 時：9月22日（日）

午前9時5分

場 所：山梨大学甲府西キャンパス

（甲府市武田4・4・37）

試験内容：教養試験、事務適性検査、

性格特性検査

〔事務職以外〕

日 時：9月22日（日）

午後1時15分

場 所：山梨大学甲府西キャンパス

（甲府市武田4・4・37）

試験内容：専門試験、事務適性検査、

性格特性検査

【第二次試験】

〔全職種共通〕 試験日：10月28日（月）

場 所：昭和町役場

試験内容：論述試験（記述式）、

口述試験（面接）

問い合わせ 総務課 総務係 ☎275・8153

消防職員採用試験

令和7年4月から勤務いただく消防職員を募集します。

募集職種及び人員

職種・採用予定数 消防吏員（消防士）・10名程度

試験区分

〔高等学校卒〕

平成11年4月2日以降に生まれた方

〔短期大学・専修学校卒〕

平成9年4月2日以降に生まれた方

〔大学卒〕

平成7年4月2日以降に生まれた方

受験資格 令和6年8月16日以前から、昭和町・甲府市・

甲斐市・中央市・山梨市・韮崎市・南アルプス市・

北杜市・笛吹市・甲州市・市川三郷町・早川町・

身延町・南部町及び富士川町に居住している

ことのほか種々の要件を満たす方（詳細は問い

合わせのこと）

申し込み

募集期間 7月16日（火）～8月16日（金）

受付場所 甲府地区消防本部人事課（甲府市伊勢二丁目8番23号）

※土日を除く平日午前9時～午後5時

※受験申込書等を直接持参すること

書類配布 甲府地区消防本部人事課HPからダウンロード可能

中央消防署・南消防署・西消防署

昭和町役場・甲府市役所・甲斐市役所・中央市役所

試験日程

第一次試験 令和6年9月22日（日）

試験会場 山梨県消防学校（中央市今福1029・1）

問い合わせ 甲府地区消防本部 人事課 ☎222・1249

自衛官等採用試験スケジュール

問い合わせ 自衛隊山梨地方協力本部 ☎253・1591

種 目		資 格	受付期間等	試験日	備 考
一般曹候補生 （各部隊の中核となる自衛官を養成するコース）		18歳以上 33歳未満	～9/ 3（火）	【1次試験】 9/ 14（土）、15（日）いずれかの日	1次試験合格者は2次試験を受験※3 12月にも試験を予定
自衛官候補生 （自衛官候補生として教育を受けた後、任期制自衛官として勤務するコース）		18歳以上 33歳未満	～7/ 8（月）	【Web試験】 7/ 14（日）～18（木） 【口述試験、身体検査】7/ 20（土）	試験日は左記のほか、8月（締切8/ 6（火））及び9月～令和7年2月までの間で4回試験を予定※3
予備自衛官補（一般・技能） （自衛官未経験であっても災害派遣等の分野で社会貢献できる予備自衛官を目指すコース）		18歳以上 52歳未満（一般）	～9/ 19（木）	【Web試験】 9/ 21（土）～26（木） 【口述試験、身体検査】9/ 28（土）	試験日は左記の日程のみ（採用予定人員数の採用が見込まれる場合、試験は実施しない）
		18歳以上で 国家資格を有する者（技能）※1			
航空学生 （海上自衛隊のパイロット及び航空自衛隊のパイロットを養成するコース）		海上要員※2 18歳以上23歳未満 航空要員※2 18歳以上24歳未満	～9/ 5（木）	【1次試験】 9/ 16（月）	1次試験合格者は2次試験を受験※3 2次試験合格者は3次試験を受験※3
防衛大学校学生 （組織のリーダーとなる幹部を養成する学校）	推 薦	18歳以上 21歳未満※2	9/ 5（木）～9/ 9（月）	9/ 21（土）、9/ 22（日）	試験日は左記の日程のみ
	総合選抜			【1次試験】 9/ 21（土）	1次試験合格者は2次試験を受験※3
	一 般		～10/ 17（木）	【1次試験】 11/ 2（土）	
防衛医科大学校学生 （医官及び看護官を養成する学校）	看護学科（自衛官候補生）	18歳以上 21歳未満※2	～10/ 2（水）	【1次試験】 10/ 12（土）	1次試験合格者は2次試験を受験※3
	医学科		～10/ 9（水）	【1次試験】 10/ 19（土）	

※1資格により年齢上限は53歳未満～55歳未満に変動
※2上記要員とも高卒見込みを含む。
※3細部日程は山梨地方協力本部のホームページをご確認ください。

山梨地方協力本部の最新情報は右のQRコードからアクセスできます。
最新情報は、公式サイトへ



家族や財産を守るため

耐震診断。改修を しませんか！

東日本大震災をはじめ、北海道胆振東部地震、能登半島地震など、日本各地で発生している大規模地震により、建築物の倒壊など甚大な被害が発生しています。

町では、「災害に強いまちづくり」を目指し、大地震の際に倒壊の危険性が高い新耐震基準以前（昭和56年5月31日以前）に建築された木造個人住宅について補助事業を実施しています。いつ起こるか分からない地震。被害を最小限にするため、地震に対する備えをご検討ください。

木造住宅耐震診断事業

耐震診断は、安心のための第一歩です。町が委託した建築士が調査を行い、地震に対する強度を診断します。その結果、「耐震性なし（総合評点1・0未満）」と診断された場合、耐震診断結果内容や補強計画の方法の説明等を行います。診断費用等を町が負担するため、個人の費用負担はありません。

▼対象住宅

次の要件をすべて満たす木造住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造在来軸組工法の個人住宅
- ・町内に住所を有する者が所有及び居住している個人住宅
- ・階数は2階建て以下の個人住宅

▼耐震診断の申込み方法

申込書に必要事項を記入し都市整備課へ提出（申込書は都市整備課または町ホームページにて配布）

▼費用 無料（診断費用等を町が負担）

木造住宅耐震化推進事業

耐震診断の結果、「耐震性なし」と診断された住宅を対象に、耐震化のための補助事業を実施しています。

▼木造住宅耐震改修等支援事業費補助事業

〈対象となる工事〉

耐震診断による総合評点が1.0未満と診断された木造住宅を1.0以上になるように行う耐震改修工事又は建替え工事

〈補助額〉

工事に係る経費（限度額125万円）

▼木造住宅耐震シェルター設置事業費補助事業

〈対象となる工事〉

耐震診断による総合評点が0.7未満と診断された木造住宅に耐震シェルター（一部屋型又はベッド型）を設置する工事

〈補助額〉

工事に係る経費（限度額36万円）

※補助事業の条件等を確認するため、事前に都市整備課までご相談ください。

問い合わせ 都市整備課 (0275・8413)

まちづくり自主活動グループ

‘人と環境すっきりしょうわ’の 活動を紹介します！

「人と環境すっきりしょうわ（河西芳彦代表）」は、平成17年2月、町が町民との協働のまちづくりを進めるために委嘱した『昭和町まちづくり委員会』が、2年間の任期を終えたあとも、まちづくり活動を続けたい有志があつまり、平成19年8月に設立したグループです。

人と環境すっきり しょうわの活動

気張らずに「できるひとが、できるときに、できることを」をスローガンに日々活動が続いています。

主な活動は、①農地を守る活動 ②地球温暖化防止活動 ③バイオディーゼル燃料を普及する活動 ④河川等の環境美化活動、です。

令和6年度も、第二上河東保育園の子どもたちと一緒にサツマイモを植え、焼き芋大会を開いたり、常永小学校児童、第二上河東保育園児と一緒に米を育て、農業体験学習を通じて、子どもたちの健全育成に取り組みます。

町民と行政の 協働のまちづくり

町主催の「ふるさとふれあい祭り」や「エコしょうわ」に参加し、地球温暖化防止活動の一環として「お絵かきマイバック」コーナーを開催し、多くの子どもたちがレジ袋削減に楽しく取り組んでいます。また、使用済みの廃食油の回収事業も町と協働で実施し、リサイクル活動にも取り組んでいます。

引き続き「できるひとが、できるときに、できることを」実践し、これからも、環境美化、地球温暖化防止活動に取り組み、町民と行政との協働のまちづくりを推進していきます。皆さんも私たちと一緒に活動しませんか。

認知症専門の相談場所ができました！ 『昭和町 認知症伴走型支援拠点 ひばり』



認知症伴走型支援拠点とは、認知症の人やその家族が、認知症の診断を受けた直後から継続して相談できる場です。診断後の戸惑いや不安、どこで誰に話したらよいのか迷いますよね。そんな思いを話す場として、この拠点を活用ください。

今年度、昭和町から介護老人保健施設ひばり苑へ委託し、事業を開始します。対面相談もありますが、まずは左記へお問い合わせください。

〔日時〕

対面相談… 毎月第2・4 木曜日

午後1時30分～3時30分

電話相談… 随時

平日の午前9時～午後4時

〔場所〕

介護老人保健施設

ひばり苑（飯喰1277）

〔対象〕

昭和町在住の認知症の方とその家族、認知症について知りたい方 等

〔費用〕 無料

問い合わせ

介護老人保健施設

ひばり苑（0275-9511）

福祉介護課 地域包括支援センター

（0275-4815）

相談日

▶町長と語らいのとき

- お問い合わせください。
(総務課 ☎275-8153)

▶行政相談 (※)

日時：7月17日 (水)
午後1時～3時
場所：役場別棟2階 会議室(南)
(企画財政課 ☎275-8154)

▶教育相談 (※)*正午～午後1時を除く

日時：祝日を除く火・水・木の
午前9時～午後4時*
場所：中央公民館2階 相談室
(町青少年育成カウンセラー
☎275-6951)

▶総合相談

- お問い合わせください。
(昭和町社会福祉協議会
☎275-0640)

▶障がい者相談支援センター

「穂のか」出張相談
日時：7月12日(金)・26日(金)
午前9時～正午
場所：総合会館1階
(福祉介護課 ☎275-8784)

※印の相談は事前連絡不要です。
直接会場にお越しください。

お知らせ

▶ボカシつくり会

日時：7月22日(月)
午後1時～
場所：総合会館裏
(環境経済課 ☎275-8355)



ご意見

▶町へのご意見箱(ひとりの声)

ご意見など、町政についてお気
付きのことをお寄せください。

○ホームページ

[https://www.town.
showa.yamanashi.jp/
site/chocho/5151.html](https://www.town.showa.yamanashi.jp/site/chocho/5151.html)



○郵送

〒409-3880 昭和町押越542-2
昭和町役場 総務課 宛

堂々の3位入賞 市町村対抗ソフトボール大会

第45回山日YBS旗争奪山梨県市町村対抗一般
男子ソフトボール大会が6月1日(土)から開催さ
れました。県内市町から17チームが参加する中、
昭和町チームは2年連続の3位入賞を果たしまし
た。これも日ごろの練習とチームの団結力のたま
ものではないでしょうか。おめでとうございます。



大きくおいしく育てね すっきりしょうわサツマイモ植え

5月21日(火)、まちづくり自主活動グループ「人
と環境すっきりしょうわ」の皆さんと、第二上河東保
育園の園児たちでサツマイモの苗植えを行いました。
園児たちは細い苗を一本ずつ持ち、丁寧に土を被
せていました。秋にはおいしい焼き芋が食べられる
といいですね。



大興奮の農業体験 すっきりしょうわお田植え

6月7日(金)、まちづくり自主活動グループ「人
と環境すっきりしょうわ」の皆さんの指導のもと、
常永小学校の5年生と第二上河東保育園の子ども
たちが田植えを行いました。昨年までは酒米の「山
田錦」でしたが、今年は食米の「ミルキークイーン」
に挑戦。秋にお米が採れたらおにぎりにして食べる
そうです。楽しみですね。



町の「地域情報」を紹介するコーナーです。あなたの身近な話題お待ちしています。
企画財政課 広報担当 (☎275-8154) kikaku@town.yamanashi-showa.lg.jp

まちのわだい T O W N T O P I C S

5年ぶりの開催 第9回ホタル夜会

5月22日(水)、風土伝承館 杉浦醫院(西条新田区)で
源氏螢の観賞会「第9回 昭和町ホタル夜会」が開催さ
れました。ホタル夜会はコロナ禍の影響により、令和元年を
最後に開催が見送られており、5年ぶりの開催となりました。
町文化協会マンドリン部の皆さんによる楽器演奏
の流れる中、ホタルの舞う姿を鑑賞できるとも贅沢な
時間でした。



災害現場の“リアル”を学ぶ 女連協総会・学習会

5月16日(木)、昭和町女性団体連絡協議会の定期
総会が開催されました。また、総会の後には学習会が開
催され、能登半島地震の被災地に応急対策職員として支
援に行った町職員から話を聞きました。職員からは、災
害現場について実際に体験したことや感じたことなど
“リアル”な話を聞き、大変参考になる学習会でした。



猛暑対策に活用を クーリングシェルター協定書調印式

5月30日(木)、本町は気候変動適応法に基づき、イ
オンモール甲府昭和とクーリングシェルター(指定暑熱避
難施設)協定書を締結しました。熱中症特別警戒アラート
が発表されるような暑い時には、十分な水分補給をする
とともに、適宜クーリングシェルターを活用し、熱中症予
防に努めてください。



善意に感謝します 企業版ふるさと納税

5月29日(水)、株式会社ゼロ様から、子育てにやさし
いまちづくりの推進に活用してもらいたいと、企業版ふ
るさと納税を通して金百万円の寄附をいただきました。
これに伴い、塩澤町長から感謝状の贈呈を行いました。



和昭教育

まな
学ぶ
はぐく
おし
教える
育む

三つの歯車が一つになって

昭和町教育委員会 ☎ 275-3737



押原中学校

3年修学旅行

5月9～11日の3日間、3年生は奈良、京都方面に修学旅行に行きました。

1日目は新幹線で奈良に行き、法隆寺や興福寺などを見学。奈良の魅力を満喫しました。2日目はグループでの自主見学。東大寺大仏殿からタクシーに乗り込み、自分たちで計画したコース通りに京都の町を散策しました。夕方からは妙心寺で座禅体験を行い、無の境地を感じていました。3日目は嵐山をクラスごとに散策。天竜寺の庭園や野宮神社など落ち着いた京都の雰囲気を感じていました。



2年ふるさと探訪

5月15日、2年生でふるさと

押原小学校

もつとX3 いい学校を目指して

4月5日に63名の1年生を迎え、全校児童367名で令和6年度がスタートしました。今年度は、6年生も参加しての入学式となり、コロナの長いトンネルを抜けた新年度のスタートを実感することができました。

4月25日には、1年生を迎える会が新児童会の企画のもとに行われ、全校児童で1年生と楽しい時間を過ごし、歓迎の気持ちを伝えました。押原小の平和を守る「オシハランジャー」が登場した時には、大きな歓声が上がリ、全校が一つになった瞬間でした。

6年生は、約1か月間、毎朝1年教室に向き、1年生の朝の準備などをお手伝いしました。最上級生としての自覚がさらに高まりました。

これらの日々の活動



西条小学校

令和6年度スタート！

83名の1年生を迎え、令和6年度が始まりました。新型コロナウイルスも5類となり、学校行事もさまざまな工夫をしながら実施をしています。また、本校は平成27年度からコミュニティ・スクールとして活動を始め、今年度で10年目の節目を迎えます。これまで、野菜作りや昔の遊び集会、読み聞かせなど、子どもたちの充実した学びへの強力な応援団としてお世話になってきました。また、安心・安全な学校づくりに欠かせない、毎日の登下校の見守りや学校生活の環境整備にもご尽力をいただいております。今年度も地域の皆様と手を携え、共に創る西条小学校を推進していきたいと思っています。



引き渡し訓練

5月15日、引き渡し訓練を実施しました。この訓練は「地震発生時や地震発生後の避難の基本行動や避難経路を各自理解し、安全に対する意識を高め安全な行動ができるようにする」「児童を確実に保護者に引き渡すことができるようにする」とをねらいとしています。

お迎えにきてくれているかと心配な表情で保護者の方を眺めていた児童も、引き渡しが始まるとほっとしながら校庭を背にしていきました。訓練といえど、いざというときにどのような行動をとるべきか、また、自分の身を守るにはどうしたらよいのかをしっかりと考える良い機会となりました。迅速に確実に保護者に児童を引き渡すことができたことも大きな収穫となりました。



常永小学校

自分の身を 自分で守るために

5月14日、1年生を対象とした「防犯教室」を行いました。常永小学区は近年開発が進んで住宅地が広がってきましたが、まだまだ人気の少ない場所も多く存在します。また、地区外の人たちの往来も多く、声かけ事案等も発生しています。

小学校に入学し、活動する範囲が広がってくるこの時期に合わせて実施しています。南甲府警察署から署員の方に来ていただき、不審者対応や声かけ事案への対処方法を学びました。本校で実施している防犯パトロールなど、まわりのおとなが見守っていくことも大切ですが、自分の身を自分で守れる力も育てていきたいと思っています。



自然の中で学んだこと

5月17日から一泊二日で林間学校（5年生）を実施しました。1日目は、絵図を読み解きながら森を歩くハイキング、役割分担して行う屋外でのカレー作り、趣向を凝らした出し物いっぱいのカンパドルサービス。2日目は、班で協力して森の中を進む冒険ハイクなどを行いました。

どの活動も簡単にクリアできるようなものではなく、仲間との協力が不可欠です。美しくも厳しい自然の中で、互いに思いやり、力を合わせる姿がたくさん見られました。帰校式での「私は林間学校で仲間と協力することの大切さを学びました」というリーダーの言葉に大きくうなずいた5年生でした。



教育委員会

◎4月定例教育委員会の審議内容（5月承認の概要）は次のとおりです。

教育長報告事項

- 4月実施四校会の報告について
- 第2次昭和町教育方針（大綱）の実施について
- 令和6年度昭和町教育の推進について

コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進について

- 教育支援センター「にじいろ教室」について
- 中学校休日の部活動の地域移行について
- 土曜学習塾「はたる学舎」について

青少年一般教職員海外派遣事業について

- ヤングケアラー、教育虐待等、児童生徒とその家庭状況把握と対応について

教職員の働き方改革「定時退勤」の取り組みについて

- 生涯学習課報告連絡事項
- 学校教育課報告連絡事項
- 今後の事業予定について